

議案第 2 3 号

岩倉市屋外スポーツ施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

1 公の施設の指定管理者

公の施設の名称	指定管理者の名称
岩倉北小学校運動場照明施設	日本環境マネジメント株式会社
南部中学校運動場照明施設	日本環境マネジメント株式会社
野寄テニスコート	日本環境マネジメント株式会社
野寄スポーツ広場	日本環境マネジメント株式会社
石仏スポーツ広場	日本環境マネジメント株式会社

2 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで